

令和5年7月 定例教育委員会 会議録 要旨

1 日 時

令和5年7月28日（木）

開会 午前9時30分 閉会 午前10時34分

2 場 所

市役所西館 大会議室

3 出席及び欠席委員

出席者 大野教育長 荒牧委員 飯盛委員 白木原委員 吉田委員 永野委員 梶原委員

欠席者 なし

4 会議出席職員

池田教育部長 秀島学校教育担当部長 田中教育総務課長 於保保育幼稚園課長 空閑生涯学習課長 吉岡文化課長 西教育総務課副課長 南里保育幼稚園課副課長 土井教育総務課庶務係長

5 傍聴者

0名

6 教育長の報告事項

- ・5月29日の梅雨入りから約2箇月、長い梅雨になった。今月上旬は大雨が降り、佐賀県、福岡県、大分県、そしてその後の秋田県、大きな被害に見舞われた。
- ・ここ数年のことを振り返ってみると、7月、8月、9月まで全国的に天候が不良の年もあり、大雨になったり、台風が来たりというようなことで大きな被害が発生している。ニュース報道等では数十年に一度という表現がされているが、毎年各地で災害が発生している。
- ・市の対策本部対応についても、コロナへの対応もあり危機対応についてはここ数年で非常に強化された。市職員全員で対応しているような状況である。またそれだけではなく、地域の方々の協力が不可欠であることも含めて、意識を少し変えていかなければいけないということで、「空振りでも早めに避難し安全な居場所を確保し、命を守る」ということを自分のこととして考えていかなければいけない。避難所の開設等についても以前よりも大分早くなっており、市の初期対応が早くなってきている。数十年に一度と言っても毎年のことなので、本当にこの時期は非常に心配をしている。
- ・また梅雨は明けたが、連日猛暑が続いている。しばらくはこの猛暑が続くだろうと言われているが、今後は台風の動きについても注視していかなければならない。
- ・今学期の学校については、学校訪問を7校実施した。県の東部教育事務所の訪問も含めて、多くの方々が学校に子どもたちの様子を見に行くことができ、先生方と子どもたちの関わり、子どもたち同士の関わり、授業を中心に見ることができた。コロナ禍で教育活動が展開できにくい状況だったが、各学校、教育目標を目指して取組がなされていることに感謝している。教育委員の皆様方の所感についても、取りまとめて各学校の校長先生方にお渡しし、既に各学校の職員さんで共有をされているということで、今後生かされるということになっている。改めてお礼を申し上げたい。
- ・小城多久地区の中体連についても、日頃の子どもたちの成果を十分発揮できる場が提供できたこと、またはその仲間たちと共に日頃からの練習の成果を出せたこと、本当によかったと思う。

コロナ禍の1年目、2年目は制限があり大変だったが、以前のような形で大会が開催されたことについてもよかったと思っている。

- ・ 1日 小城多久地区中学校総合体育大会（～15日）
- ・ 3日 経営戦略会議、第73回社会を明るくする運動伝達式、行政改革推進本部会議、SAGA2024小城市実施本部会議
- ・ 4日 いわまつ保育園訪問（市）
- ・ 5日 岩松小学校訪問（市）、第1回小城市文化財保護審議会
- ・ 6日 晴田小学校訪問（東部）、東部管内定例教育長会（オンライン）
- ・ 10日 〔臨時休校〕、小城市歯科保健連絡協議会
- ・ 11日 桜岡小学校訪問（市）
- ・ 12日 夏の交通安全県民運動（～21日）、定例校長会、第1回小城市民図書館協議会、市長表敬訪問 野球（黄城ボーイズ）、少林寺（小城高校）バレーボール（芦刈JVC）
- ・ 13日 市町教育長人権・同和教育研修会（オンデマンド）
- ・ 14日 三里小学校訪問（市）
- ・ 18日 晴田幼稚園訪問（県）、校長面談（～20日）
- ・ 20日 市長表敬訪問 鷹匠（石橋美里さん）、空手（日本空手協会小城支部）
- ・ 21日 1学期終業式
- ・ 22日 佐賀県中学校総合体育大会（～26日）、小城祇園の山挽行事（～23日）
- ・ 23日 小城市民スポーツ大会
- ・ 24日 叙位伝達（故 中島俊彦先生）
- ・ 25日 9月補正市長査定、課長副課長会議、佐同教幹事会・事務局研修会
- ・ 27日 定例教育委員会、幼保連携ネットワーク研修会

【結果】

承認

7 議 事

第1 議決事項

【会議録】

教育委員会の会議録について（公開）

【結果】

承認

【議案第4号】

小城市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則

◇教育総務課長が説明

提案理由は、小城市学校給食センター条例第7条の規定に基づき、小城市学校給食センターの円滑かつ適正な運営に資するため、小城市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する必要があるため。

第1条の「第8条」を「第7条」への変更は、小城市学校給食センター条例の改正に伴うもの。第2条の学校給食法の目的を達成するための削除については、学校給食センター条例の改正でこの目的の部分を追加しているので、規則では削除をしている。また、給食を実施する学

校の変更に伴う変更をしている。第4条は、学校給食法の法律番号を追加している。第5条は、年間の給食費を徴収する期間の追加している。第6条の「還付」以降は、1箇月を超えた分の給食費の還付方法を追加している。ただし書は、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症による欠席の場合の還付を行わない部分を削除し、第6条第4項に、学校給食法に規定のある出席停止の場合は還付をしないということを追加している。また第6条第4項を追加したことによる第5項への変更と法律番号の追加と、臨時休業に伴う給食停止の場合の給食費の還付から代替品の提供ということに変更している。第8条は、「学校栄養職員」を削除し、栄養職員だけではなく、給食担当職員、委託業者で協議し、献立表の作成を行い、各家庭に配布するのではなく、周知するというように変更している。第10条第4項「米飯」については、業者に発注していたものを、新しい給食センターでは米飯を作るようになったので削除している。最後に、第11条の物資代金の振込日を「翌月15日」から「翌月30日」に変更している。

【質問・意見】

◇C委員

第6条で現行は、「ただし、インフルエンザ又は新型コロナウイルス感染症による欠席の場合は、還付しない。」とあるが、改正後は削除されている。改正後は、これにかかわらず、1箇月を超えた分については月額計算により還付するということか。

◇教育総務課長

欠席で1箇月を超えた場合は月額で還付する。インフルエンザや新型コロナウイルス感染症で欠席した場合は還付を行わないとしているのを、学校給食法で出席停止の場合という規定があるので、出席停止になった場合は還付をしないということに変更している。

◇E委員。

第2条の小城市立幼稚園、小学校及び中学校というふうになっているが、芦刈観瀾校については、それぞれが小学校、中学校という認識でよいか。

◇教育総務課長

今回、新しい給食センターは、芦刈小学校、芦刈中学校以外の学校に配食するようになっている。芦刈小・中学校は芦刈給食センターで調理を行っているので、芦刈以外の学校のことになる。条例の中に各学校の名称が記載されている。

◇E委員

将来的に芦刈観瀾校が新しい給食センターからの配食になるということはないのか。

◇教育総務課長

将来的に芦刈の給食センターが老朽化して使えなくなったときには、新しい給食センターからの配食も検討を行っていくということにしている。今後、児童・生徒数も減る可能性があり、ある程度大きい施設を造っているのので、対応はできると考えている。

◇E委員

では、そのときにここに芦刈観瀾校というのが入るということか。

◇教育総務課長

そのときは、条例改正を行って、芦刈小学校と芦刈中学校が加わるということなる。

【結果】

承認

【議案第5号】

小城市学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則

◇教育総務課長が説明

提案理由は、小城市学校給食センター第6条の規定に基づき、小城市学校給食センターの円滑かつ適正な運営に資するため、小城市学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する必

要があるため。

第1条「第7条」を「第6条」への変更は、小城市学校給食センター条例の改正に伴うもの。第2条第1項の「17人」から「27人」への変更は、配送校が増えたため、委員の人数を増やしている。第2条第2項、第3項については、人事異動等で担当が変更となることがあるため、委員の任期について追加をしている。また、この追加により、「第2項」を「第4項」に変更している。第2条第2項第4号と第3条第2項については、表記の変更を行っている。第3条第3項は表記と、第2条の項の追加による変更となっている。

【質問・意見】

◇C委員

これに関する一部改正などは、新しい給食センターの設立に伴う改正ということになるのか。

◇教育総務課長

C委員おっしゃるとおり、新しい給食センター条例が改正されたので、規則も改正している。

◇C委員

物価高騰とかは別にして、給食費が変更されることはあるか。

◇教育総務課長

今、物価高騰に対する対応はコロナ交付金で補助をしている。今年度は補助があるので、物価高騰の対応はできているが、来年度からはその補助がどうなるか分からないということもあるし、新しい給食センターで一括して発注し、その経済効果というのもあるため、その点については今年度、給食センターが稼働して検討することで、給食費をどうするかを検討したい。

【結果】

承認

第2 報告事項

【報告第13号】

和解について

◇教育総務課長が説明

報告理由は、国家賠償請求事件に関する和解の成立について、小城市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により臨時代理したので、同条第3項の規定により報告するもの。

内容については、発生日が令和元年11月8日午後3時頃、発生場所が小城市学校給食センターで、相手方は、当時、給食センターで業務を行っていた方である。

給食センターの洗浄室の配送用プラットホーム開閉口付近で台車の清掃を行っていたときに、左足が溝に落下し、左大腿部を負傷したことから、令和4年3月1日に佐賀地方裁判所へ小城市の管理に係る小城市学校給食センターの敷地の溝の上部に設置されていた溝蓋が外れやすい状況で、通常有すべき安全性を欠いていたものとして、施設の設置または管理に瑕疵があったものとして国家賠償請求の訴訟を起こされた。

この訴訟により、9回の期日を行う中で、裁判所から和解の提案があり、和解条項として見舞金として30万円の支払い、和解内容について、第三者に口外しない、原告はその他の権利を今後放棄する等の条件でこの和解案に応じることとなった。

【結果】

了承

【報告第14号】

土生遺跡国史跡指定50年記念展示会について

◇文化課長が説明

報告理由は、土生遺跡が国の史跡に指定されて50年を迎えたことを記念して展示会を開催するため報告するもの。

開催趣旨に、土生遺跡が発見され、国の史跡にされるまでの過程と史跡の重要性を記載している。このことから、小城市民をはじめ、県内外の方にも理解を深めていただくことを目的とし、史跡指定50年記念事業を開催する。

記念事業の開催である記念特別展では、土生遺跡の前後の時代について、「おぎのまんなか！土生遺跡」をテーマとし、昭和46年の発見から今まで20以上を数える発掘の成果を数多く紹介、展示する。そのほか、記念シンポジウム、記念講演会、文化財ウォーキング、土生遺跡公園まつりの開催を予定している。

委員の皆様には、指定50年記念展示会、特別展の開場式を9月9日10時から桜城館にて執り行うため、ぜひご臨席をお願いしたい。

【結果】

了承

8 その他

(1) 教育委員会の共催及び名義後援事業について

◇教育総務課庶務係長が説明

- ①一般社団法人佐賀県サッカー協会「JFA小学校体育サポート研修会」後援申請
 - ②小城市勤労者福祉協議会「第5回平和コンサート」後援申請
 - ③フォトクラブ三脚うしづ「第10回フォトクラブ三脚うしづ写真展」後援申請
 - ④高田保馬博士顕彰会「高田保馬博士をたたえる会」共催申請
 - ⑤一般財団法人小城市スポーツ協会「第3回食スポ」後援申請
 - ⑥能古島青少年育成協会「2023年冬「能古島自然教室」&「九重山自然教室」」後援申請
 - ⑦小城市青少年育成市民会議「令和5年度第19回「小城市少年少女の声大会」」後援申請
 - ⑧小城市文化連盟三日月支部「第36回観月会」後援申請
 - ⑨小城高等学校音楽会実行委員会「第2回小城高等学校音楽会」後援申請
- 以上、共催1件、後援8件承認で報告する。

【結果】

了承

9 次回定例教育委員会開催日程及び場所

◇定例会

【日 時】 8月24日(木) 午前9時30分から

【場 所】 小城市役所 西館2階 大会議室

10 議 事【非公開】

第1 議決事項

【会議録】

教育委員会の会議録について(非公開)

【承認】

【議案第6号】

教育委員会事務局職員の人事異動について

【承認】

第2 報告事項

【報告第15号】

就学援助の認定について

【了承】

【報告第 16 号】

教育委員会事務局職員の育児休業について

【了承】

【報告第 17 号】

教育委員会事務局職員の休職について

【了承】